

第4期南魚沼市障がい者計画

第7期南魚沼市障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画



南魚沼市総合支援学校作品

令和6年3月

南魚沼市

目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 SDGs とのつながり.....	3
第5節 計画の対象.....	3
第6節 計画の策定体制.....	4
第2章 市の障がい者を取り巻く現状.....	5
第1節 総人口等の推移.....	5
第2編 第4期障がい者計画.....	19
第1章 計画の基本的な考え方.....	19
第1節 基本理念.....	19
第2節 基本方針.....	20
第2章 施策の展開.....	22
第1節 啓発と広報 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立.....	22
第2節 生活支援 自立支援と社会参加の推進.....	26
第3節 生活環境 人にやさしいまちづくりの推進.....	29
第4節 教育と育成 障がいのある子どもの保育と教育の充実.....	32
第5節 雇用と就業 働く場の確保のために.....	35
第6節 保健と医療 障がいの早期発見、早期対応と健康づくり.....	37
第7節 情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために.....	40
第3編 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	43
第1章 計画の概要.....	43
第1節 基本理念.....	43
第2節 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	45
第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	46
第4節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	47
第5節 支援の円滑な実施を確保するために必要な事項等.....	48
第6節 総合的なサービスの全体像.....	49

第2章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標.....	50
第1節	障がい福祉サービス等の成果目標.....	50
第3章	障がい福祉サービスの活動指標（見込量）.....	57
第1節	訪問系サービスについて.....	57
第2節	日中活動系サービスについて.....	59
第3節	居住系サービスについて.....	63
第4節	相談支援サービスについて.....	65
第4章	地域生活支援事業の活動指標（見込量）.....	67
第1節	地域生活支援事業について.....	67
第5章	障がい児福祉サービスの活動指標（見込量）.....	74
第1節	障がい児福祉サービスについて.....	74
第2節	医療的ケア児等コーディネーターについて.....	76
第6章	発達障がい者等のサービスについての活動指標（見込量）.....	77
第1節	発達障がい者に対する支援について.....	77
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について.....	78
第3節	相談支援体制の充実・強化のための取組について（新設）.....	79
第4節	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について.....	80
第4編	計画の推進.....	81
第1章	計画の推進.....	81
第1節	計画の周知.....	81
第2節	計画の推進体制の確立.....	81
第3節	国・県・近隣市町との連携.....	81
第4節	計画の進捗管理.....	81
資料編	83
アンケート結果の概要.....		83
障がい者団体アンケート・ヒアリング調査結果概要.....		92
障がい福祉事業者アンケート・ヒアリング調査結果概要.....		94
南魚沼市自立支援協議会設置要綱.....		96
南魚沼市自立支援協議会委員名簿.....		98
計画策定の経緯.....		99

第 1 編

総論

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、障がい特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を背景に、多様化・複雑化しています。このような中、国では令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に資する取組の推進、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、障がいのある女性・子ども及び高齢者に配慮した取組の推進等、各分野に共通する横断的視点として定められています。

また、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正、令和6年4月1日施行の障害者総合支援法等の改正と、法整備が進められ、共生社会の実現を目指して取組が進められています。

南魚沼市では、第3期南魚沼市障がい者計画を平成30年度～令和5年度の計画期間として策定し、障がい者施策に取り組んできました。「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」の基本理念に基づき、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限度発揮し、自己実現できるように支援する体制づくりを進めてきました。

また、第6期南魚沼市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は令和3年度～令和5年度を計画期間として策定し、障がいのある人と障がいのある子どもが必要とする障がい福祉サービスと相談支援及び地域生活支援事業の目標を掲げ、体制整備に努めてきました。

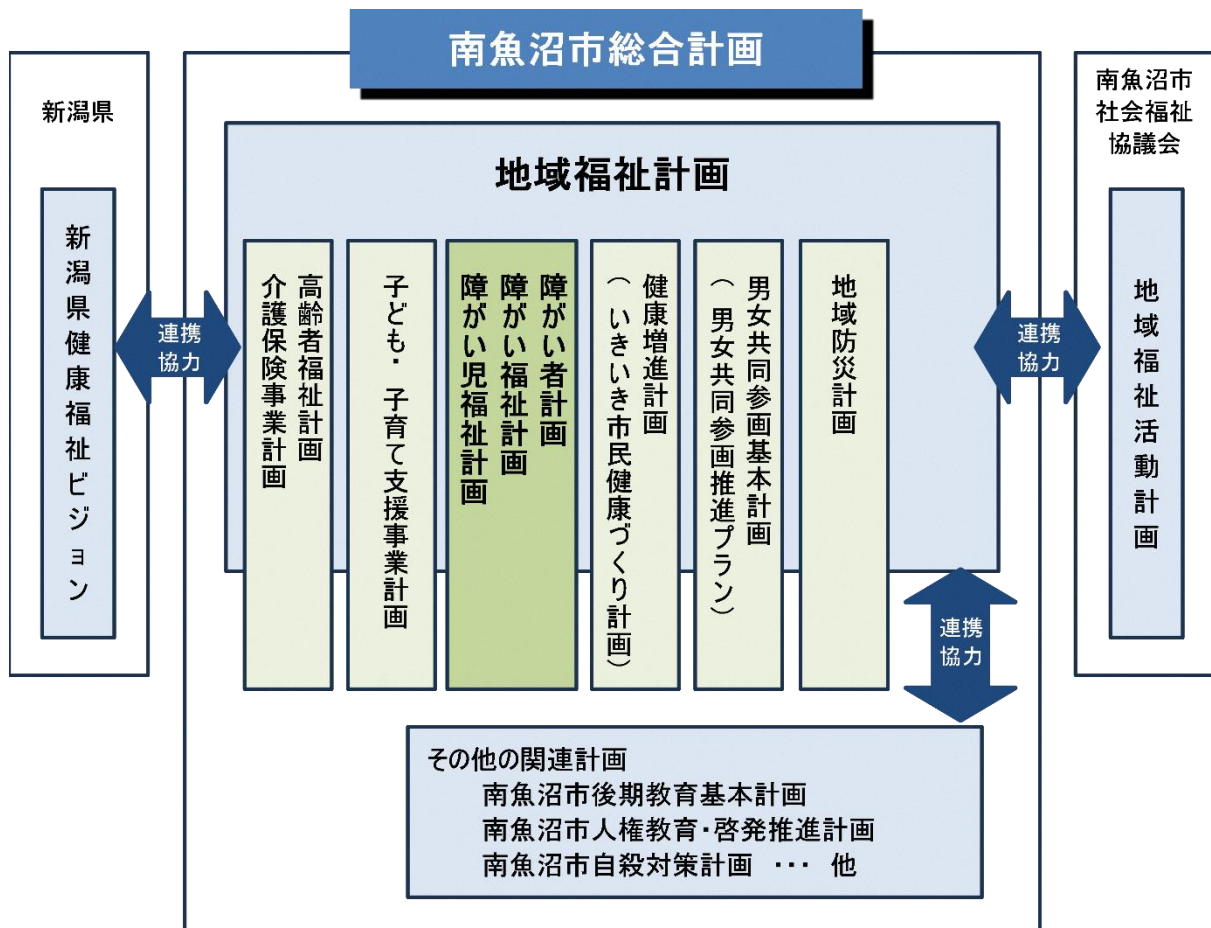
この度、両計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、南魚沼市の障がい者施策の方向性を定める「第4期南魚沼市障がい者計画」、「第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20を法的根拠とする「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」です。

南魚沼市総合計画を最上位計画とし、南魚沼市地域福祉計画に定められた地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性に沿って、他の健康福祉計画に関する個別、分野別の計画とともに連携し福祉の向上を目指します。

「第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、「第4期南魚沼市障がい者計画」において定めた基本的な施策に基づき、障がい福祉サービス分野の実施計画として位置づけられるものです。

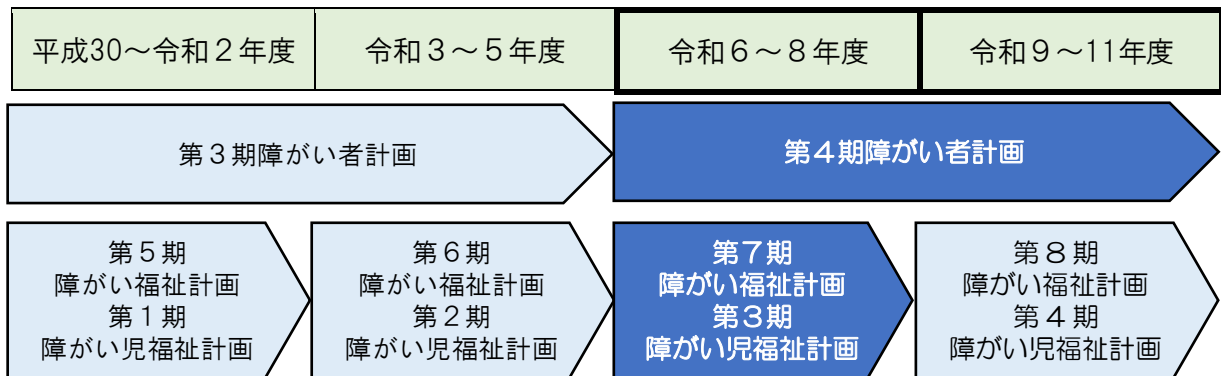


第3節 計画の期間

第4期障がい者計画については、令和6年度～令和11年度までの6年間を計画期間とします。

第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



第4節 SDGs とのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年を達成年限とする基本目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。令和元年12月には同指針の改定が行われ、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした、8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉の分野の根底を貫く考え方であり、本計画の目指す地域共生社会と方向性を同じくするものです。そのため、SDGsの考え方を取り入れ、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築を目指します。

第5節 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互の人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、障がい者手帳の有無に関わらず、難病など障がいがあるために何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、市民や支援を行う人も含め、全ての人を対象とします。

第6節 計画の策定体制

本計画は、策定委員会や各種調査、パブリックコメントなどにより、障がい者に関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 策定委員会

相談支援事業者、障がい者関係団体等からなる「南魚沼市自立支援協議会」において、審議を行いました。

(2) 調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、市内在住の障がい者手帳を所持する人（児童も含む）等 1,000 人に「障がい福祉に関するアンケート調査」を郵送とウェブで実施しました。

さらに、市内で障がい福祉サービスを提供している事業所と障がい者関係団体に対し、アンケート及びヒアリング調査を行い、現状やニーズについて調査を行いました。

(3) パブリックコメント

公共施設及びウェブサイトにおいて計画案を公表し、意見を募集しました。



MSG アートクラブ作品

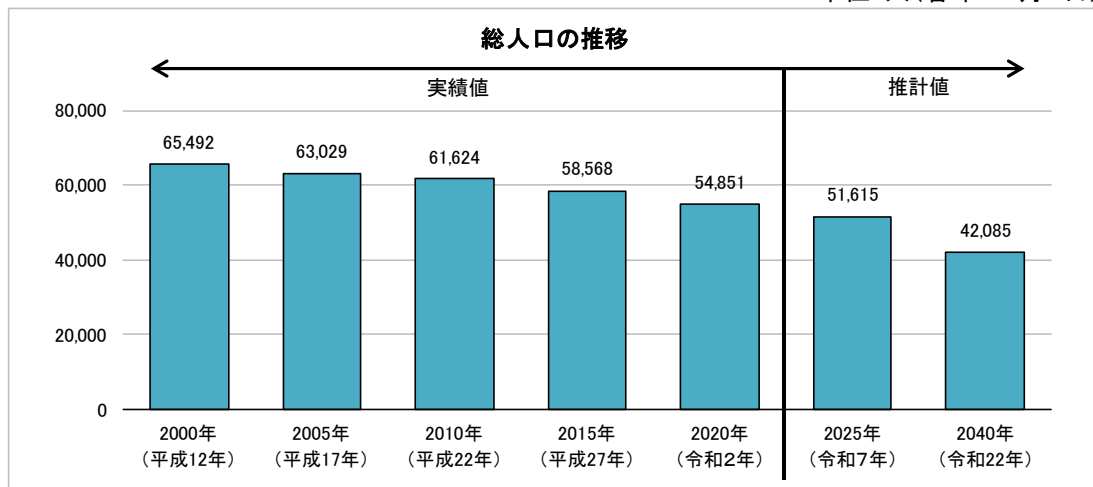
第2章 市の障がい者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

1 総人口の推移

南魚沼市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、令和2年には54,851人となっています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によれば今後もこの傾向が続き、令和7年には51,615人、さらに令和22年には42,085人となり、5万人を下回るものと見込まれます。

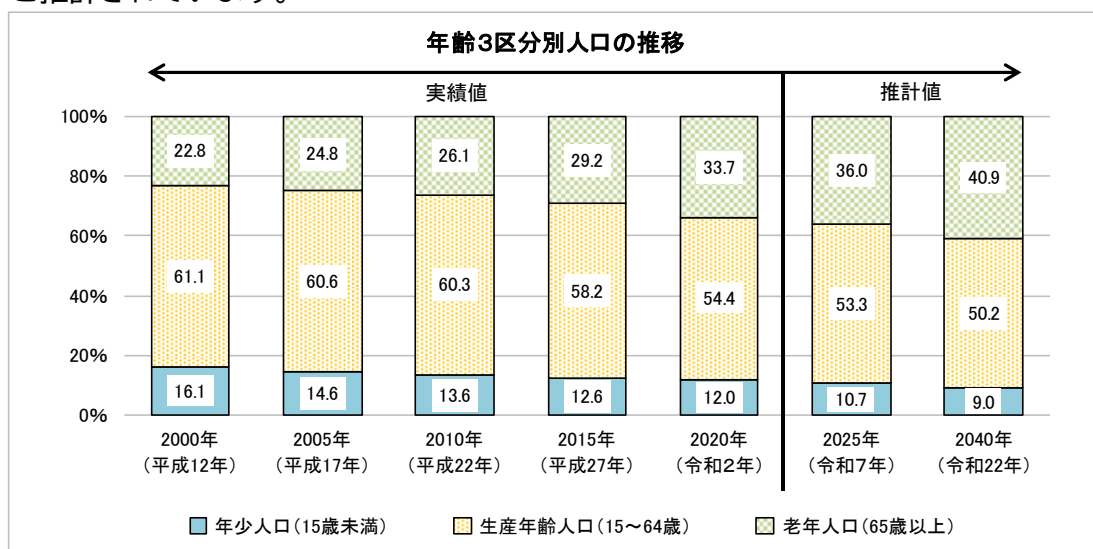
単位：人（各年10月1日）



資料：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

2 年齢3区分別人口の推移

南魚沼市の年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口の割合が増加傾向となっています。老年人口は、令和2年には33.7%、令和22年には40.9%と推計されています。

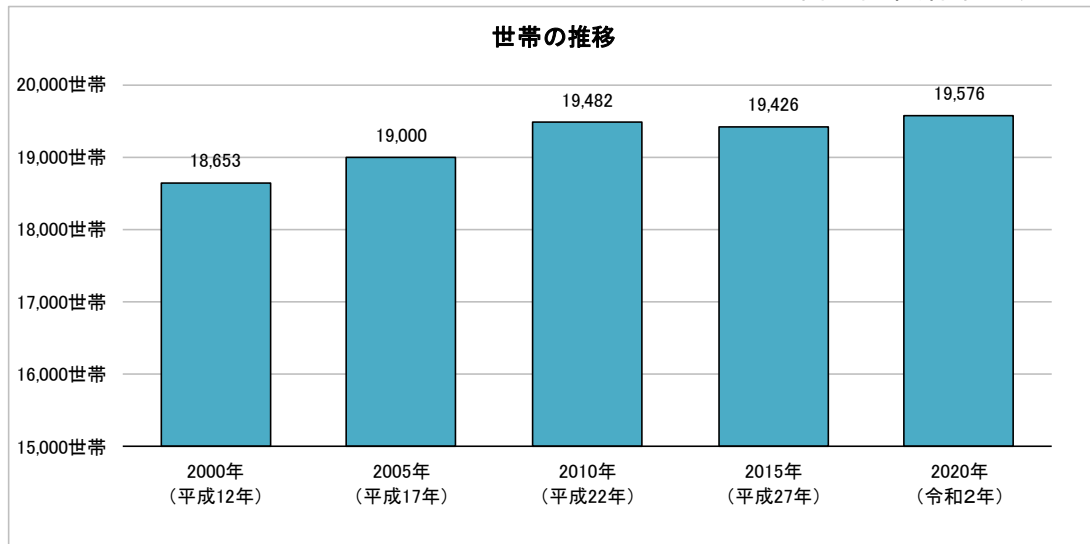


資料：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

3 世帯の推移

国勢調査による南魚沼市の総世帯数は、平成27年と令和2年を比較すると、150世帯の増加となっています。

単位：世帯（各年10月1日）

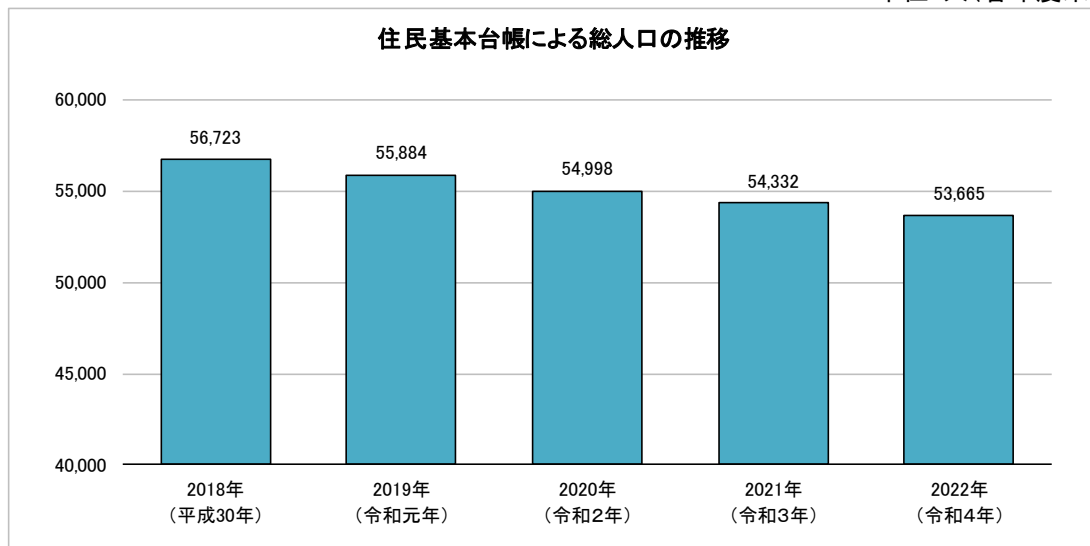


資料：国勢調査

4 住民基本台帳による総人口の推移

住民基本台帳による南魚沼市の総人口は、令和4年度が53,665人で、毎年1%前後減少しています。

単位：人（各年度末）



資料：住民基本台帳

5 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移と人口との構成比

平成29年度末と令和4年度末を比較すると、身体障がい者手帳所持者は微減で推移しており、109人（4.8%）減少しています。

療育手帳所持者は、23人（4.9%）の増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者では、78人（13.4%）の増加となっています。

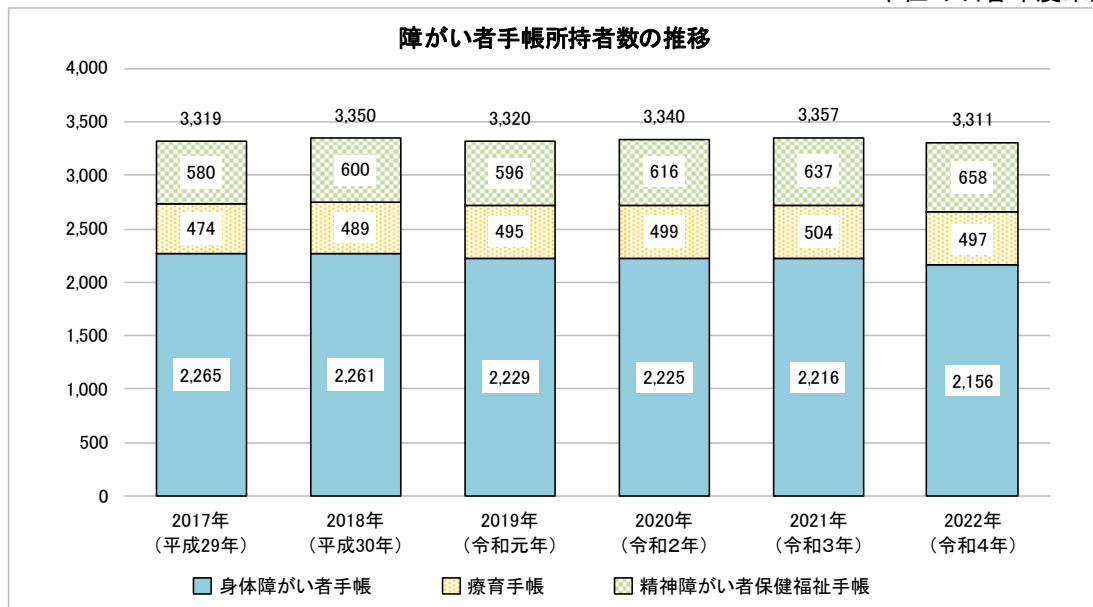
令和4年度末の手帳種別毎の所有割合は、身体障がい者手帳所持者が全体の65.1%、療育手帳所持者が15.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者が19.9%となっています。また、総人口に占める手帳所持者の割合が、わずかに増加する傾向となっています。

単位：人（各年度末）

区分	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
身体障がい者手帳	2,265	2,261	2,229	2,225	2,216	2,156
療育手帳	474	489	495	499	504	497
精神障がい者保健福祉手帳	580	600	596	616	637	658
合計	3,319	3,350	3,320	3,340	3,357	3,311
総人口（住基）	57,252	56,723	55,884	54,998	54,332	53,665
総人口に占める手帳所持者の割合（%）	5.8%	5.9%	5.9%	6.1%	6.2%	6.2%

資料：福祉課

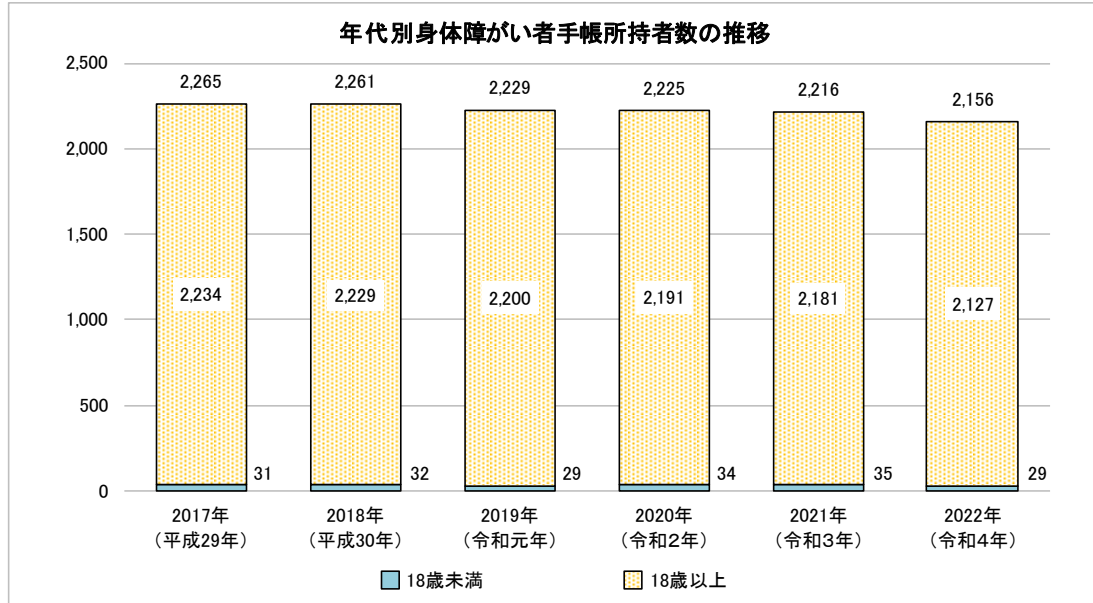
単位：人（各年度末）



(2) 年代別身体障がい者手帳所持者数の推移

年代別身体障がい者手帳所持者数は、平成 29 年度末と令和 4 年度末を比較すると、18 歳未満では大きな変化はみられず、18 歳以上は 107 人 (4.8%) 減少しています。

単位：人(各年度末)

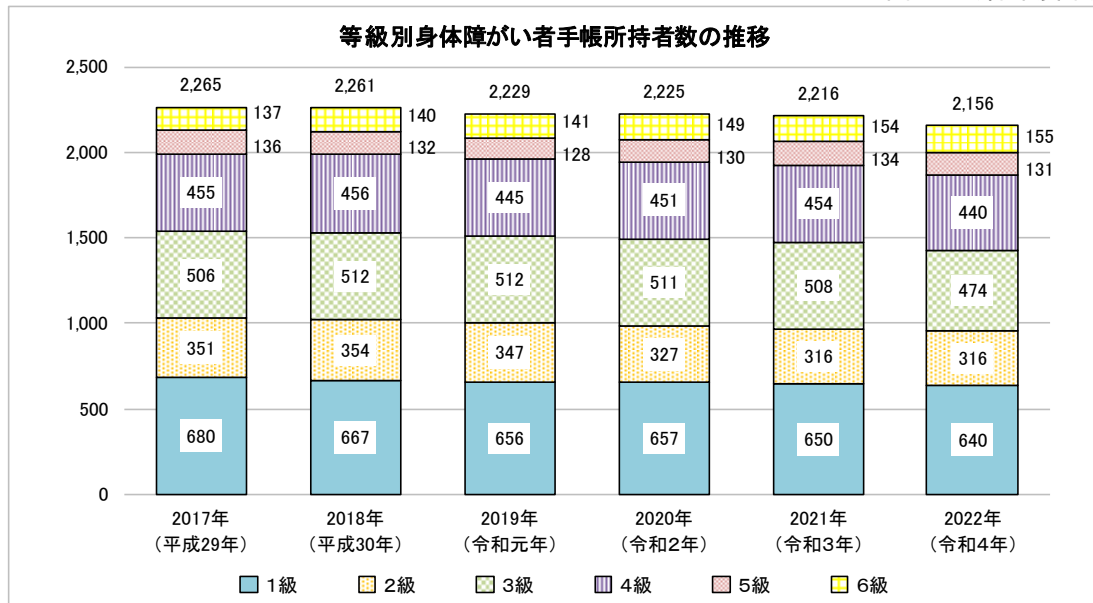


資料：福祉課

(3) 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

等級別身体障がい者手帳所持者数は、平成 29 年度末と令和 4 年度末を比較すると、1 級は 40 人 (5.9%) の減少、2 級は 35 人 (10.0%) の減少、3 級は 32 人 (6.3%) の減少、4 級は 15 人 (3.3%) の減少、5 級は 5 人 (3.7%) の減少、6 級は 18 人 (13.1%) の増加となっています。6 級の所持者以外は減少しています。

単位：人(各年度末)

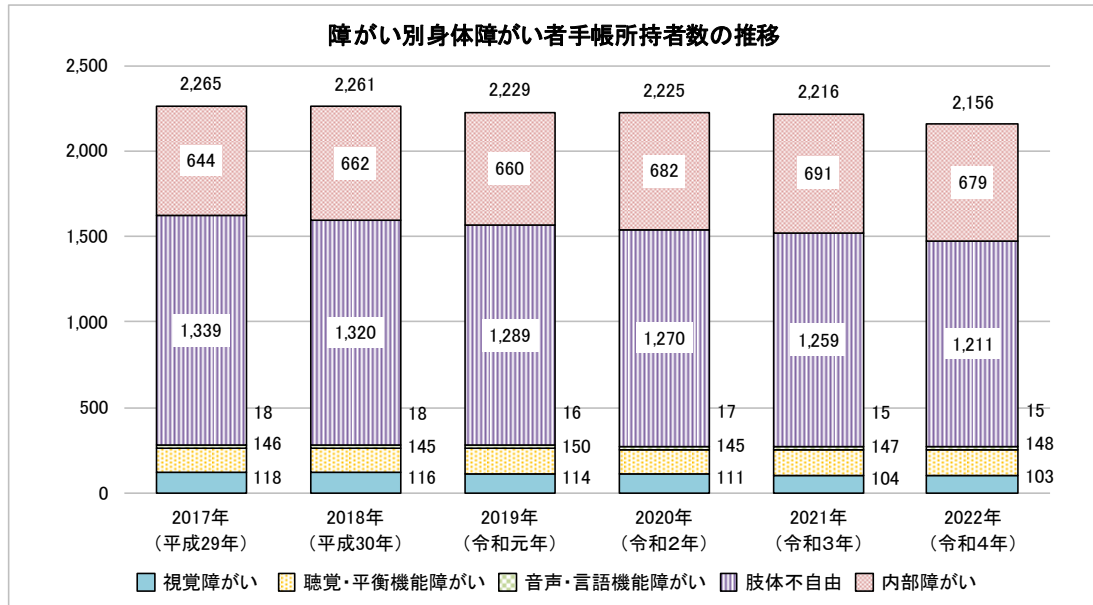


資料：福祉課

(4) 障がい別身体障がい者手帳所持者数の推移

障がい別身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、視覚障がいは15人(12.7%)の減少、聴覚・平衡機能障がいは2人(1.4%)の増加、音声・言語機能障がいは3人(16.7%)の減少、肢体不自由は128人(9.6%)の減少、内部障がいは35人(5.4%)の増加となっています。

単位：人(各年度末)

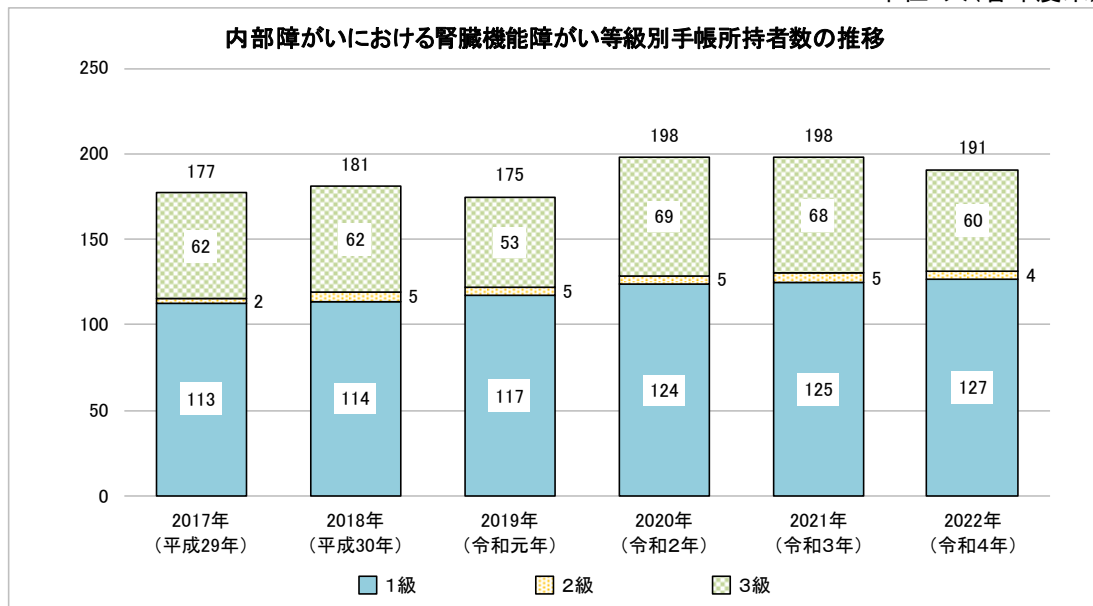


資料：福祉課

(5) 内部障がいにおける腎臓機能障がい等級別手帳所持者数の推移

内部障がいにおける腎臓機能障がい者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、14名(7.9%)の増加となっています。

単位：人(各年度末)

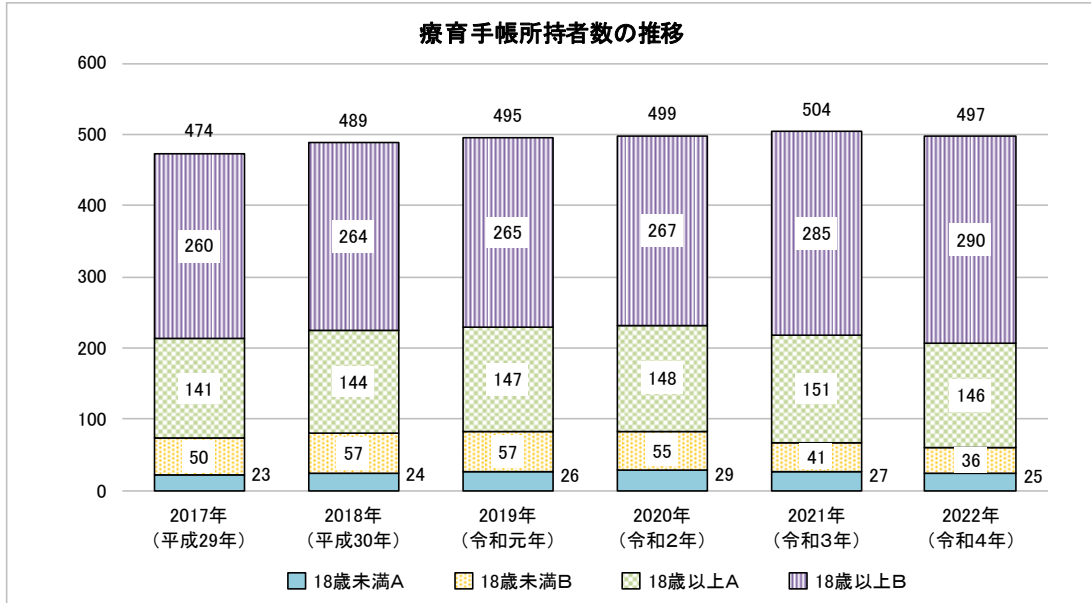


資料：福祉課

(6) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 29 年度末と令和 4 年度末を比較すると、18 歳未満では 12 人 (16.4%) 減少し、18 歳以上では 35 人 (8.7%) 増加しています。

単位：人(各年度末)

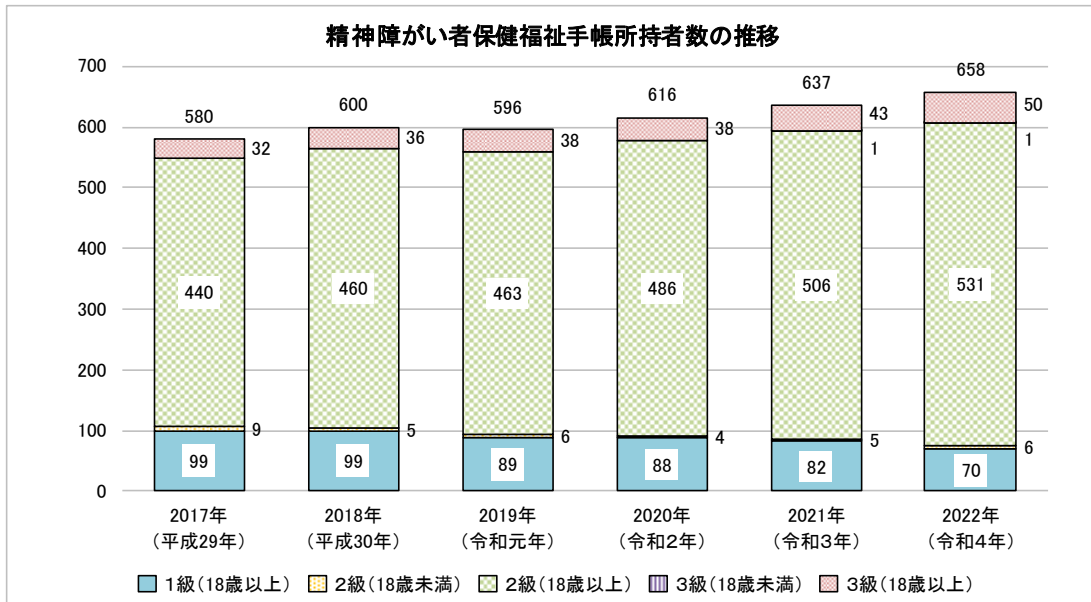


資料：福祉課

(7) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年度末と令和 4 年度末を比較すると、18 歳未満では大きな変化はみられず、18 歳以上では 80 人 (14.0%) 増加しています。

単位：人(各年度末)

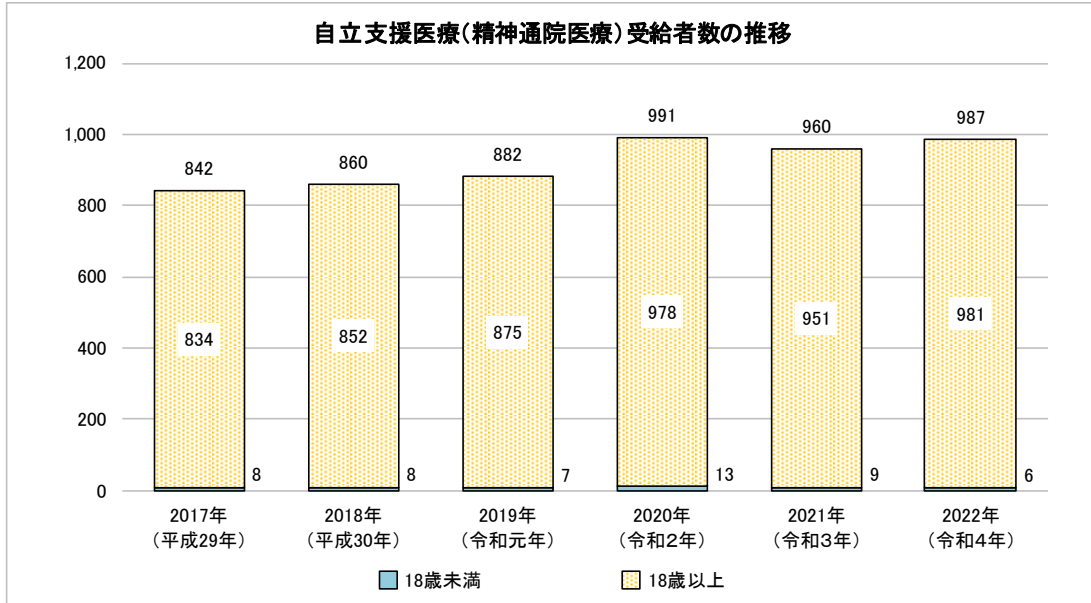


資料：福祉課

(8) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療の受給者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、18歳未満では大きな変化はみられず、18歳以上では147人（17.6%）の増加となります。

単位：人（各年度末）



資料：福祉課

※2020年(令和2年)は新型コロナウイルス感染症に伴い、自動延長(更新手続き不要)だった。

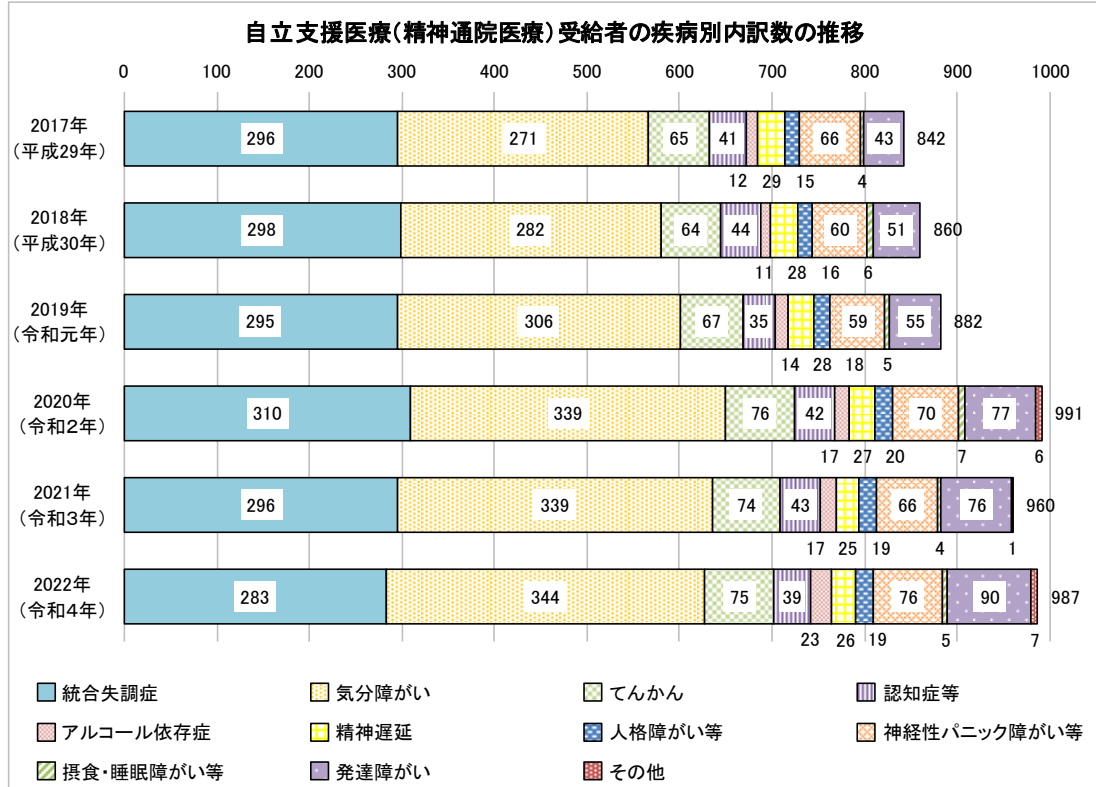


MSG アートクラブ作品

(9) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾病別内訳数の推移

自立支援医療受給者の疾病別内訳については、いずれの年度においても統合失調症と気分障がいが高めの割合が高くなっています。令和4年度末では気分障がい最も多く344人で、全体の34.9%となっています。次いで統合失調症が多く283人で、全体の28.7%となっています。

単位：人(各年度末)



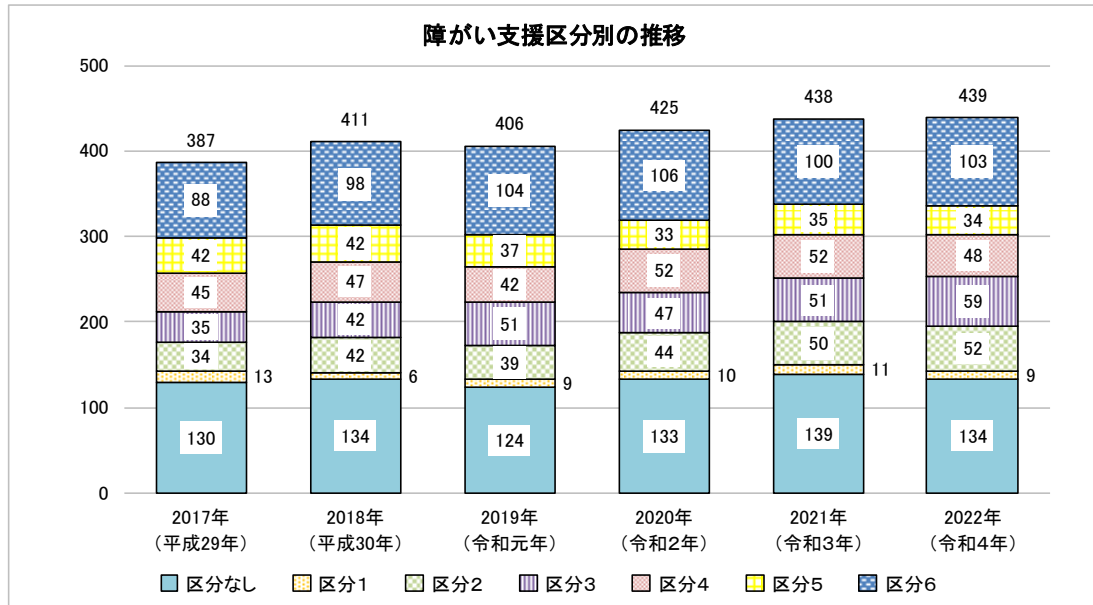
資料：福祉課

※ここでいう発達障がいとは、発達障がい者支援法で定められる定義により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」を指します。

(10) 障がい福祉サービス支給決定者数（障がい支援区分別）の推移

障がい福祉サービス支給決定者数を障がい支援区分別に、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、区分なしは4人の増加、区分1は4人の減少、区分2は18人の増加、区分3は24人の増加、区分4は3人の増加、区分5は8人の減少、区分6は15人の増加となっています。

単位：人（各年度末）



資料：福祉課

※区分なし：訓練等給付のみの利用者



MSG アートクラブ作品

(11) 障がい福祉サービスの手帳別・障がい支援区分別支給決定状況

令和4年度末の手帳別支給決定状況を見ると、児童を含めた療育手帳所持者が190人と最も多く、手帳未所持含む全体の43.3%となっています。次いで精神障がい者保健福祉手帳所持者が23.5%、身体障がい者手帳所持者が14.4%、重複障がい者が18.7%となっています。

単位：人(令和4年度末)

認定区分	なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者手帳所持者	8	1	7	9	4	9	23	61
療育手帳所持者	43	7	24	28	31	16	38	187
精神障がい者保健福祉手帳所持者	66	1	18	13	5	0	0	103
身体障がい者手帳所持者及び療育手帳所持者	3	0	1	4	7	8	41	64
身体障がい者手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者	2	0	1	2	0	0	1	6
療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者	5	0	1	3	1	1	0	11
児 童	身体障がい者手帳所持者	2	0	0	0	0	0	2
	療育手帳所持者	3	0	0	0	0	0	3
	身体障がい者手帳所持者及び療育手帳所持者	1	0	0	0	0	0	1
	手帳未所持	1	0	0	0	0	0	1
合 計	134	9	52	59	48	34	103	439

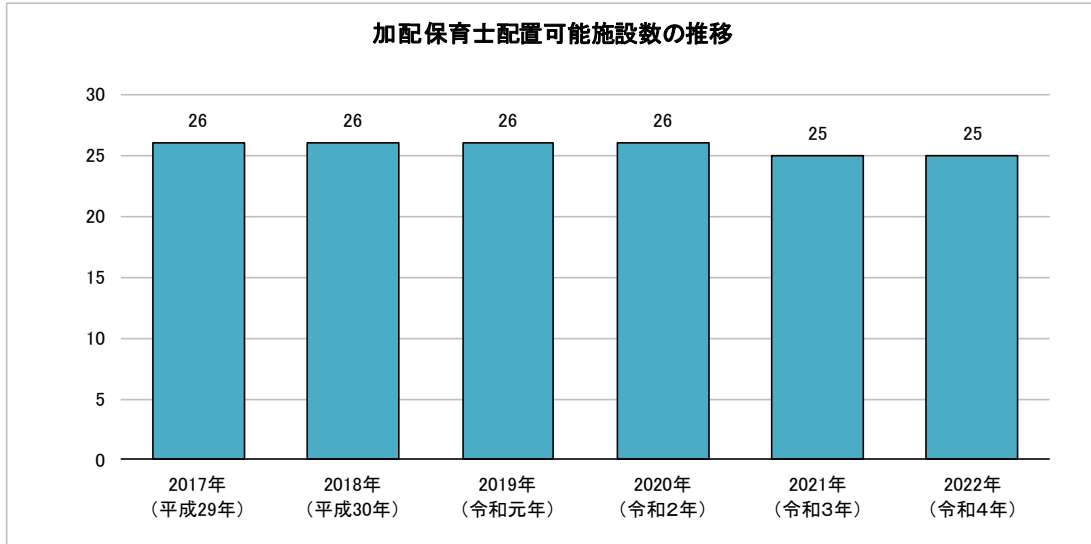
資料：福祉課

(12) 障がい児の教育・保育の状況

①加配保育士配置可能施設数の推移

加配保育士は公立・私立の25園すべての園で配置が可能です(受入年齢が1歳以下の園を除く)。子どもの数の減少により今後園数は減少が見込まれます。

単位:施設(各年度末)

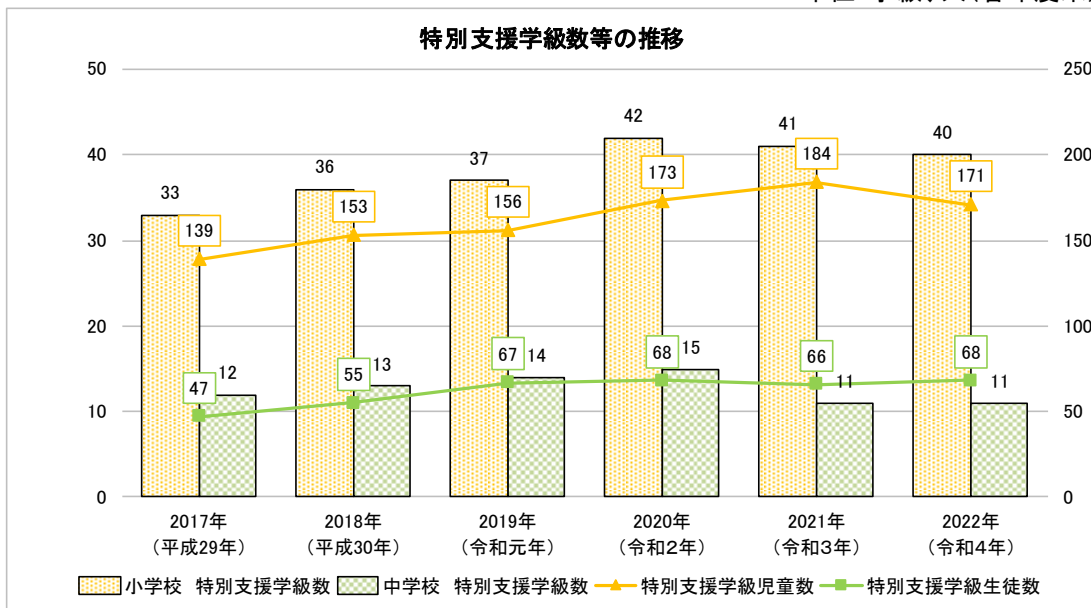


資料:子育て支援課

②特別支援学級数等の推移

特別支援学級数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、小学校では7学級増加、中学校では1学級減少しています。特別支援学級児童数では32人増加、特別支援学級生徒数では21人増加しています。

単位:学級、人(各年度末)

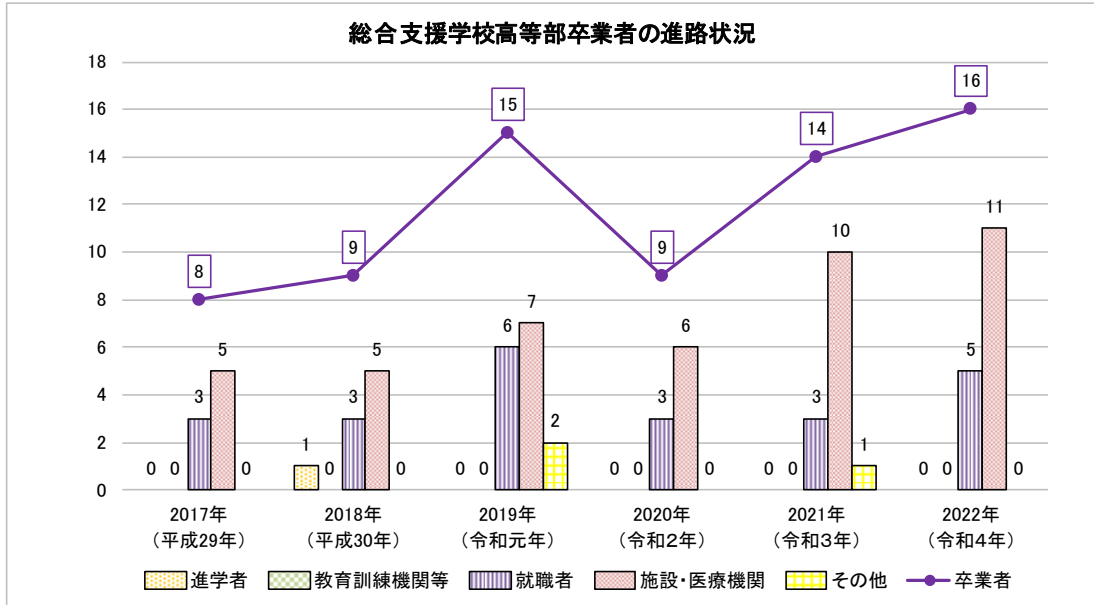


資料:学校教育課

③総合支援学校高等部卒業者の進路状況

総合支援学校高等部卒業者の進路状況は、いずれの年度においても施設・医療機関が最も多く令和4年度末では11人、次いで就職者が多く5人となっています。

単位：人(各年度末)



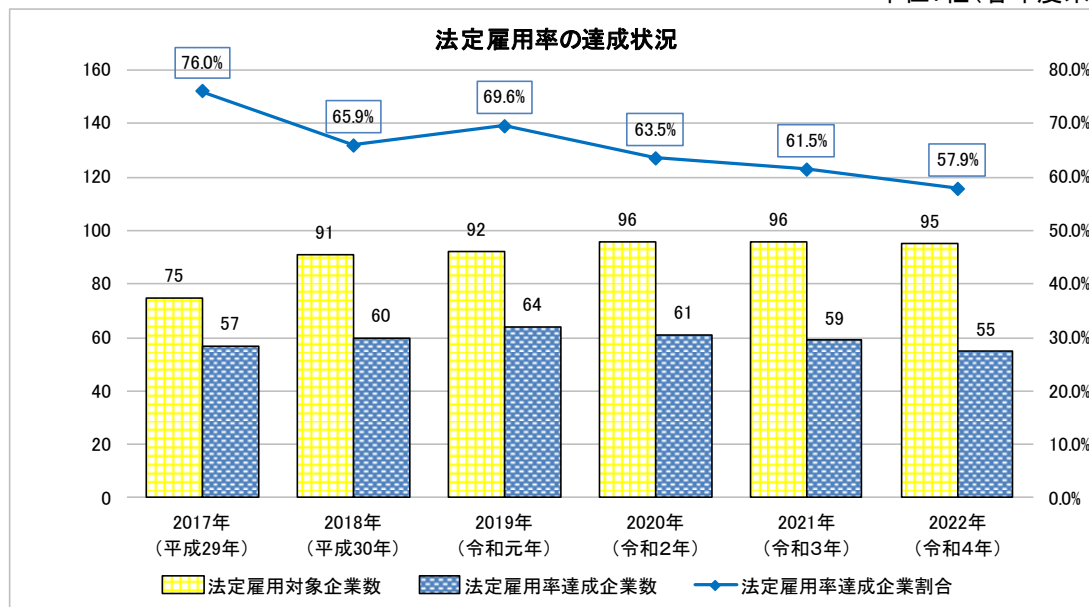
南魚沼市総合支援学校作品

(13) 障がい者雇用の状況

①法定雇用率の達成状況

法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は減少傾向で推移し、令和4年度末では57.9%となっています。雇用障がい者数は増加傾向で推移し、令和4年度末では294人となっています。

単位：社(各年度末)



単位：人(各年度末)

	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
雇用障がい者数	224	260	282	285	291	294
民間企業の法定雇用率	2.19%	2.28%	2.33%	2.27%	2.25%	2.26%

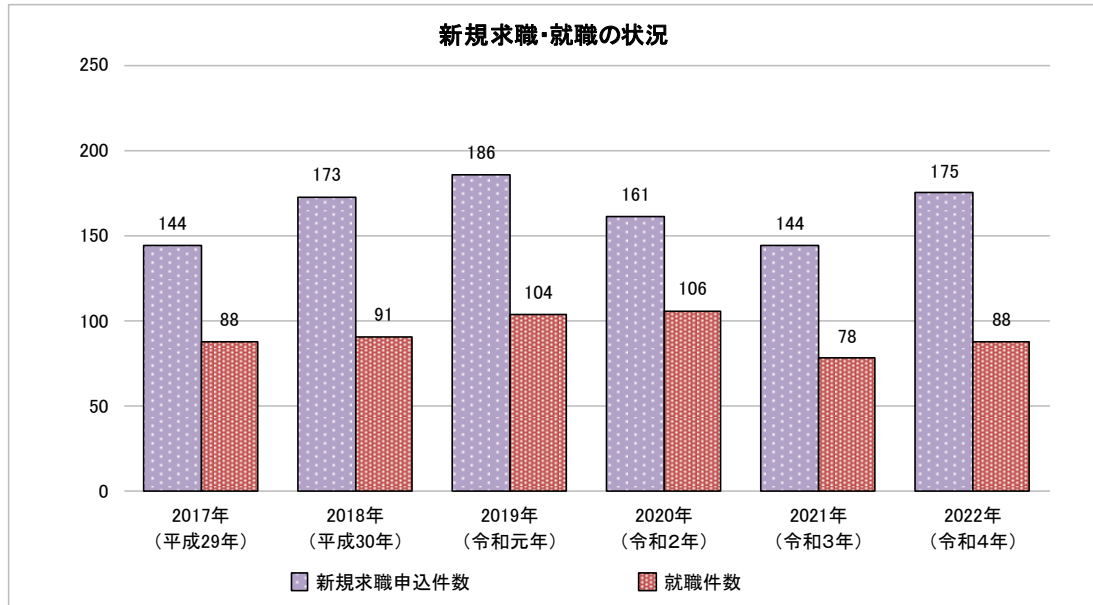
資料：ハローワーク南魚沼

②新規求職・就職の状況

障害者の新規求職・就職の状況をみると、新規求職申込件数が最も多い年で186件（令和元年度末）、最も少ない年で144件（平成29年度末・令和3年度末）となっています。

就職件数は最も多い年で106件（令和2年度末）、最も少ない年で78件（令和3年度末）となっています。

単位：件（各年度末）



単位：件（各年度末）

障がい者別内訳	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	
身体障がい者	新規求職申込件数	41	44	46	50	41	45
	就職件数	22	18	22	27	11	17
知的障がい者	新規求職申込件数	33	37	32	20	33	32
	就職件数	21	21	23	25	17	17
精神障がい者	新規求職申込件数	70	92	108	91	70	98
	就職件数	45	52	59	54	50	54

資料：ハローワーク南魚沼